

公益財団法人 渡辺与八郎記念財団

第 2 期 事 業 報 告 書

(自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

法 人 の 概 況

1 当財団は、大学進学予定者及び大学生への奨学金給付事業を行うことにより、大学への進学及び大学での学業を経済的に支援し、将来の福岡の発展に資する人材の育成を目的として、令和6年（2024年）9月に設立しました。

また、令和7年（2025年）11月に内閣府より認定を受け、公益財団法人に移行しました。

2 事業内容

- (1) 福岡県内の高等学校又は高等専門学校を卒業した者で、大学その他の教育機関に在籍しているものに対する奨学金等の給付
- (2) 福岡県内の高等学校に在籍する学生に対する奨学金等の給付
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

活 動 状 況

1 事業活動

(1) 奨学金の給付

2025年度における奨学金の給付実績は、下表のとおりです。

区分	人数（名）	金額（円）	給付内訳
2025年度奨学生 （大学・春）	22	18,480,000	奨学金 月額70,000円×22名×12か月 （2025年4月～2026年3月）
2025年度奨学生 （高等学校）	8	800,000	大学受験費用補助金 100,000円×8名 （2025年9月）
2025年度奨学生 （大学・秋）	10	4,200,000	奨学金 月額70,000円×10名×6か月 （2025年10月～2026年3月）※
合計	40	23,480,000	

※2026年1月に2025年10月～2026年1月の4か月分を給付

(2) 奨学生採用活動

2025年度における奨学生の募集人数及び採用人数は、下表のとおりです。

項目	高等学校生（名）	大学生（名）	合計
募集人数	6	10	16
応募者数	8	15	23

合格者数	8	10	18
辞退者数	0	0	0
採用人数	8	10	18

2025 年度奨学金の概要

①高等学校生

【募集対象】修猷館高等学校、筑紫丘高等学校、福岡高等学校に在籍する 3 年生で、翌年 4 月から当財団の指定する 19 大学（下記参照）の 4 年制または 6 年制大学の学部正規課程に進学が見込まれる者

<指定 19 大学>

東京大学、東京科学大学、一橋大学、早稲田大学、慶応義塾大学、上智大学、国際基督教大学、明治大学、立教大学、青山学院大学、法政大学、中央大学、大阪大学、神戸大学、京都大学、関西大学、同志社大学、関西学院大学、立命館大学

【奨学金額】大学受験費用補助金：10 万円 大学入学後：月額 7 万円

【給付期間】大学最短終了年限まで（4 年または 6 年）

【選考方法】書類審査

②大学生

【募集対象】福岡県内の高等学校または高等専門学校を卒業し、当財団の指定する 19 大学（下記参照）の 4 年制または 6 年制大学の学部正規課程に在籍する大学生

<指定 19 大学>

東京大学、東京科学大学、一橋大学、早稲田大学、慶応義塾大学、上智大学、国際基督教大学、明治大学、立教大学、青山学院大学、法政大学、中央大学、大阪大学、神戸大学、京都大学、関西大学、同志社大学、関西学院大学、立命館大学

【奨学金額】月額 7 万円

【給付期間】1 年間

【選考方法】書類審査

(3) 第二回奨学生認定証授与式の開催

2025 年度採用の奨学生を対象に、次のとおり実施しました。

【日時】2025 年 12 月 26 日

【場所】紙与渡辺ビル 9F（紙与産業株式会社内会議室）

【内容】奨学生認定証の授与及び財団役員及び奨学生との交流会

【対象】2025 年度奨学生（大学・秋）10 名（内参加 6 名）

(4) 奨学生募集活動

財団指定の高等学校及び大学に対して、2026 年度採用に向けた奨学生募集活動

を訪問等により実施しました。

(5) 広報活動

ホームページ内での募集要項の掲示や情報公開、またパンフレットの作成等により、当財団の奨学金事業について、広報活動を実施しました。

2 管理活動

(1) 理事会

開催年月日	主な決議事項等	結果
2025 年 5 月 27 日	〈決議事項〉 ○2024 年度事業報告及び決算報告の件 ○公益認定申請の件 ○定款変更案の件 ○2025 年度事業計画書の変更の件 ○奨学金給付規程の変更の件 ○財産管理運用規程、資金運用規程、出張旅費規程の制定の件 ○業務委託契約の件 ○評議員会の招集の件 〈報告事項〉 ○代表理事及び業務執行理事の業務執行状況の報告	可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決
2025 年 7 月 7 日 決議省略の方法による	〈決議事項〉 ○奨学生の選定の件	可決
2025 年 7 月 28 日 決議省略の方法による	〈決議事項〉 ○定款変更案の件	可決
2025 年 9 月 30 日 決議省略の方法による	〈決議事項〉 ○定款変更案の件 ○役員報酬規程の変更の件	可決 可決
2025 年 11 月 21 日 決議省略の方法による	〈決議事項〉 ○奨学生の選定の件 ○2026 年度募集要項（大学生）の変更の件 ○2026 年度募集要項（大学生、再応募・高等学校生）の制定の件	可決 可決 可決
2025 年 12 月 16 日 決議省略の方法による	〈決議事項〉 ○寄附金等取り扱いの件	可決
	〈決議事項〉 ○基本財産制定の件	可決

2026 年 2 月 19 日	○2026 年度事業計画・収支予算の件 ○2027 年度奨学生募集及び選考の件 ○公益法人移行に伴う規程等の名称変更の件 ○評議員会招集の件 〈報告事項〉 ○代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の報告	可決 可決 可決 可決
2026 年 3 月 27 日 決議省略の方法による	〈決議事項〉 ○公益認定後から 2026 年 3 月 31 日までの事業計画・収支予算・資金調達及び設備投資の見込みの決定及び内閣府への提出の件 ○2026 年度資金調達及び設備投資の見込みの決定及び内閣府への提出の件	可決 可決

(2) 評議員会

開催年月日	主な決議事項等	結果
2025 年 6 月 18 日	〈決議事項〉 ○2024 年度事業報告及び決算報告の件 ○定款変更案の件 〈報告事項〉 ○理事会決議事項について	可決 可決
2025 年 7 月 31 日 決議省略の方法による	〈決議事項〉 ○定款変更案の件	可決
2025 年 10 月 8 日 決議省略の方法による	〈決議事項〉 ○定款変更案の件 ○役員報酬規程の変更の件	可決 可決
2026 年 3 月 2 日決議省略の方法による	〈決議事項〉 ○2026 年度事業計画・収支予算の件 ○定款変更の件 〈報告事項〉 ○理事会決議事項について	可決 可決

(3) 選考委員会

開催年月日	主な決議事項等	結果
2025 年 7 月 2 日	〈決議事項〉 ○2025 年度奨学生（高等学校生）候補者の選定の件	可決
2025 年 11 月 19 日	〈決議事項〉 ○2025 年度奨学生（大学生）候補者の選定の件 ○2026 年度選考スケジュールの件	可決 可決

(4) 届出事項

届出年月日	届出事項（提出先）
2026 年 1 月 9 日	公益認定後事業報告等の提出（内閣府）
2026 年 3 月 12 日	2026 年度事業計画書等の提出（内閣府）
2026 年 3 月 30 日	2025 年度事業計画書等の提出（内閣府） ※公益財団法人となった最初の事業年度である 2025 年 11 月 26 日から 2026 年 3 月 31 日分

(5) 運営体制の充実を図るための取組

当財団においては、奨学生及び役員の個人情報の漏えいリスク低減を図るため、個人情報管理体制の整備を行っております。あわせて、個人データ管理台帳及び利用簿を作成・運用し、適切な管理を徹底することにより、ガバナンスの充実に努めております。

また、外部専門家からの助言を積極的に得ることにより、業務執行の実効性を担保しております。

以上

附属明細書

2025 年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので附属明細書を作成していません。

2026 年 5 月

公益財団法人渡辺与八郎記念財団